

## 第2部

### 1

## ロースクール時代と中大法曹会の役割 —あわせて中大ロースクールの問題点について

元中央大学法曹会幹事長 奈良 道博



筆者は、法科大学院を中核とする法曹養成問題について日弁連を中心に当初より関与してきた関係から、これまで様々な時期にまた様々な機会に本テーマに関して私見を述べさせていただいてきた。ロースクール制度が良い意味でも悪い意味でも成熟してきた現在、改めてこのテーマを取り上げることは意義のあることと考えるが、上記の経過から前の論考と重複する部分も生じると思うのでご寛容いただきたい。また、中大ロースクールにつき関係者各位及び学生が様々な努力をされていることに敬意を表しつつ、厳しい意見を述べさせていただく点についても筆者のこの制度や大学に対する熱い思いの故とお許しいただきたい。

### 1 中大ロースクールに対する私の評価

テーマに入る前に、中大ローに対して私の感じてきた点を述べさせていただきたい。前々から関係者には申し上げているが、第1は学生が勉強しないということ、第2は中大ロー出身の法曹（私が指摘できるのはこのうち弁護士だけだが）に伸びしろがないという点である。これは、毎年数多くの中大ローの学生や同出身の修習生と接する中での感想と、筆者の事務所の若手弁護士を含む中大ロー出身の弁護士と仕事をする中での実感であるが、他の弁護士からも同様の考えを度々耳にするので、あながち筆者の主観だけではなさそうである。

第1の点については、中大に限ったことではなく他のロースクールの学生についても言えることであるが、例外はあるものの、我々の時代の合格率3%の時代と比べ、授業時間を含めても圧倒的に勉強時間が足りないと感じる。ちなみに、私が2002年に視察したアメリカのイリノ

イLSの学生は、日本と比べはるかに合格率の高い司法試験制度であるにもかかわらず、ほとんどの学生は授業を含め午前9時から夜中の3時まで（12時から3時までは自宅で）15時間程度勉強していた。予習復習にこの位の勉強時間を取りないと卒業できないとのことであった。

思うに勉強時間が足りない理由の1つは、ロースクール制度に対する学生の甘え、すなわちロースクールに入っただけで司法試験に受かったような錯覚に陥っているのではないか？ 7割、8割が合格することを目指すという法科大学院制度の理念と現実を混同しているのではないか？、と思わざるを得ない。理由のもう1つは、研究室で育ち合格者の1年間の勉強振りを目の前にして、合格するにはどの程度のまたどのような勉強が必要かを体感してきた筆者の受験時代と異なり、学生自身どの程度の勉強が必要かの基準が分からぬのではないか？ 仮にそうだとすれば中大ローの授業内容と学生の習熟度に対するチェック方法あるいは個々の学生に対する指導内容にも問題がありそうに思われる。

第2については、実際に教えていないので具体的に分析のしようもないが、中大ロー出身者はまじめだが霸気がない、積極性がない、論理的思考能力が足りない、したがって実務に就いてから伸びない等々の批判は、第1期卒業生の頃からすでに耳にしてきた。筆者の身近に多くの研究者・実務家教員がおり、彼らの真摯な努力を知っているだけに教育内容が原因とは思えないが、そもそも司法試験合格に汲々とし、今後の法曹としての人格形成にとって大事なローの時代が受験勉強（この表現は誤解を招く可能

性があるが) 一色に染まっていることはないか? そうだとすればことは中大ローの学生の質の問題にもなりかねず、試験内容や選抜基準等入学試験自体の見直しも含め検討する必要が生じる。さらに言えば、法曹会も含め大学全体が合格者数に強く拘ってきたこれまでの風潮を一新し、合格率を重要視する考え方へ転換する必要があるのでないか?

## 2 中大法曹会の役割

前置きが長くなつたが、以上の私見・感想を踏まえ、これまで筆者が披露してきた法曹会の役割を改めて整理したい。

① 法科大学院は、その制度の目的・理念において、リベラルアーツ（一般教養）の存在が法科大学院入学の前提であり、アメリカでは専門学部がないためカレッジの段階でこれを習得するシステムになっている。日本の場合法学部を含む学部教育の段階でこれを習得するすることになろうが、どの大学も今の段階に至っても学部教育の改革に取り組む余裕はなく、今後の大きなかつ重要な検討課題となっている。この「教養」の中身は具体的にイメージしにくく、法科大学院の入学試験にどのように反映できるかも問題であるが、たとえば大学在学中に、先輩弁護士の事務所に通い、先輩の薰陶を受けるとともに、少しでも実務の空気を体感する等の制度は、「百聞は一見にしかず」という見地からも、また学生が法曹を目指す動機付けの見地からも有用ではあるまい。

一部の研究室団体では同趣旨の試みがなされているようだが、いわば学部（法学部に限らない）段階での、プレエクスターントップ的な制度が実現できればと期待している。

なお、現在大学では法学部改革につき検討中のことであり、この検討結果に期待するとともに、法曹会としても機会があればこの問題に積極的に関与すべきと考える。

② さらに進んで、G P A（入学試験のうち各法科大学院の独自試験として審査の対象となる学部成績やクラブ活動・ボランティ

ア等の活動実績）をも意識した、社会経験を積むための先輩弁護士事務所でのアルバイトの紹介制度や、O Bからボランティア活動の紹介・斡旋を受ける制度等も考えられる。

③ 筆者は、かねてから中央大学の伝統に培われた法曹会の人的・物的な基盤を利用した中大法科大学院生に対する独自の奨学金制度の創設を主張してきたが、ご承知の通り同制度は、院を卒業した司法試験受験生向けに、私の幹事長時代に実現した。対象人数、給付額ともまだ少ないが、受験生の大きなモチベーションとなっているようになっていている。しかし、まだまだ基金は少なく、今後ともこの制度を充実する必要がある。

④ エクスターントップについては、中大法曹会の人脈をフルに生かし、制度発足当初から300名の会員の協力を得て受け皿を確保できた。しかし、この制度については法科大学院制度発足の当初から重要視しない風潮も見られた。問題は今後この制度の内容を如何に充実させ、法曹養成に役立てるかであろう。この点についても、法曹会として今後法科大学院に協力して主体的に取り組む必要がある。

⑤ 最後に、中央大学法科大学院にとっての大きな武器は、弁護士資格を取得した後輩に対する法曹会をバックとした就職の斡旋制度である。また今後は企業法務部や公的機関への就職も今まで以上に視野に入れる必要がある。ご承知の通り法曹人口の増大による弁護士事務所への就職は大変厳しい状況にある。現在法曹会は、進路指導対策委員会の元で、委員を中心に献身的な努力がなされているが、中大法科大学院と法曹会のタイアップによる重厚な人的つながりのネットワークをフルに利用した就職のサポートは、中大法科大学院ならではの重要なセールスポイントとして、今後とも真摯な努力が必要だと思われる。繰り言になるが、それにつけても中大ロー出身修習生の評価の低いことが残念である。

2

## 新たなロールモデルを探して

中央大学法学部学部長 橋本 基弘



法学部は人気がない。2012年度入試は、法学部の「冬の時代」を象徴するかのようであった。全国の主立った法学部は軒並み志願者を激減させている。法学部マーケットは大幅に縮小したと言えるであろう。

原因としては、2点が考えられる。まず、大学卒の就職状況が理高文低に傾く中、これまで法学部を志望してきた学生が理系に流れたことがある。「つぶしの効く」法学部のイメージは脆くも崩壊した。次に、法曹人口の過剰による司法試験合格者の就職難が喧伝されることにより、受験生の法学部選択を止まらせたことが挙げられる。法学部を出て、司法試験に合格しても未来がないのなら、あえて法曹の道を選ぶことはあるまい。これは受験者のきわめて合理的な選択行動である。

中央大学法学部は、この2つの要因を直接被った全国随一の学部である。中大法学部=法曹というイメージはプラスに作用することもあるが、今はマイナスに働いている。法曹育成の役割が法科大学院に移っても、司法試験合格者のほとんどは法学部出身者で占められている。ゆえに、法曹人口に対するネガティブキャンペーンは法科大学院のみならず法学部にも暗い影を投げかけてるのである。

このことは法学部の将来はもとより、法曹育成という国家事業に関しても悪影響を与える。

有能な人材が法学部を選ばない。その結果有能な人材が法律家を選ばなくなる。この状況が続ければ法学部の収容定員は縮小されるであろうし、法律家が誇らしい仕事して選択されなくなる日が近い将来必ず来る。このような危機感がどれくらい国民に共有されているか、私にははなはだ疑問がある。

法学部をめぐる環境はここ数十年で最悪である。志願者を増やす材料はほとんど見あたらぬ。だが、私たち法学部教員は、その中でもリーガルマインドを持ち、日本社会や世界に貢献できるような人材を育てたいと奮闘している。制約された条件もと、法学部として何ができるのかを現在模索しているのである。法学部が自律的に生き延びる方策は何か。これまでの法学部関係者はこのような課題に頭を悩ませたことはなかったと思う。それだけ、法学部教育は普遍的で安定的に実施されてきたからである。極論すれば、世界最初の法学部がイタリアのボローニャ大学に設立されて以来、法学部のスタイルは変わらなかつたのである。

法学部が生き延びるには、新たなロールモデルが必要である。これは法学部のロールモデルであると同時に、法学部で学ぶ学生のロールモデルでもある。法を学ぶことで何をなしえるのか。法学はどのような形で社会に貢献できるのか。わが国の法学部はこの課題と真剣に向き合

わなければならない。

現在、文科省や中教審は、大学教育の質を保証することで大学をグローバル化し、世界のどの場所でも活躍できる人材の育成を私たちに求めている。グローバル人材と呼ばれる学生の育成が求められている。そのためには、地球規模で物事を考えられる能力を養うカリキュラムや教育方法だけでなく、個々の授業科目の評価基準や教育技術までの検証が求められる。「楽勝科目」は存在が許されなくなるであろう。大学は研究機関としての役割と同時に教育機関なのだと改めて認識させられるのである。

このように法学部不人気の中でのグローバル人材の育成、教育の質保障と法学部を取り巻く環境はきわめて厳しい。しかし、それにもかかわらず中央大学法学部を選択してくれる学生がいる。彼（女）たちは中大法学部に何を期待してくれているのだろうか。法学部の将来はこの問題への解答に左右される。繰り返しになるが、これは法学部が新たなロールモデルを提示できるかどうかという問題である。

法学部の存在理由は変わらない。紛争に対して規範を駆使してこれを解決する能力（すなわちリーガルマインド）の養成である。一方、紛争のありようには変化が見られるようと思われる。憲法問題一つを取っても純粹にドメスティックな問題は少なくなっている。外国人の人権、在留邦人の選挙権、国籍法をめぐる諸問題等、いずれも地球規模での思考力が求められる紛争が増加しているのである。法学部出身者は、国内法に対する理解だけでなく、国際法の知識や、日本法を外国人に説明できる能力が求められるようになっている。外国語、とりわけグローバルコミュニケーションの道具としての英語は、物権法総論の知識と同じレベルで必要

となって来るであろう。私たち教員もまた、自分の専門領域について海外に発信する能力が求められる。

以上のような観点を踏まえて、目下中央大学法学部では学部改革の議論が行われている。改革の方向性についてはおおむねの合意があるものの、その方法についてはいくつかの考え方方が分かれている。法律を学ぶことが未だ意味を失っていないこと、法曹を志すことがそれでも意義のあること、私たちに求められてるのは、このことを明確に示すことでもある。そのためには、中大法曹会の先輩の力を借りする必要もある。中大法曹会60周年の祈念すべき年にあたり、その隆盛を慶賀中大OB諸氏の役割に期待するとともに、今後とも変わらぬお力添えをお願いする次第である。

# 座談会

## ロースクール時代と中大法曹会のあり方

日時：平成24年3月6日

場所：中央大学市ヶ谷田町キャンバス

出席者	中央大学法科大学院特任教授 遠山信一郎（34期）
	中央大学法科大学院特任教授 木村 美隆（36期）
	中央大学法科大学院客員教授 伊達 俊二（36期）
玉成会理事長	村下 憲司（37期）
中大法曹会進路指導委員	小関 勇二（46期）
中央大学法科大学院修了生	鍛治美奈登（新61期）
中央大学法科大学院修了生	奥野 大作（新62期）
東京大学法科大学院修了生	土屋 幸博（新62期）
中大法曹会副幹事長	行方 美彦（37期）
中大法曹会事務局次長	松田 啓（44期）
司 会	中大法曹会広報委員長 嘉本 益巳（39期）

### ■ はじめに

嘉本：本日は、お忙しいところお集まりいただきまことにありがとうございます。中大法曹会の広報委員長兼60周年記念誌編集部会長をしております39期の嘉本益巳と申します。



今回の座談会のテーマは、「ロースクール時代と中大法曹会のあり方」というものです。これはご承知の通り平成16年にロースクールが開校され、昨年12月で5期目の法曹が誕生し、法曹の中のロースクール出身者の割合は非常に増えています。こういった中で法科大学院教育というものが非常に評価されている反面、合格率の低下、未修者の合格率の低迷、就職難といった問題も顕在化しています。

また、ロースクール時代に入り、学部教育、学研連も相当に変容を余儀なくされているのも現実だと思います。

従いまして、ロースクールで教鞭を執っておられる先生方や就職のお世話をされている先生、学研連等の学部教育に携わっておられる先生、ロースクールを卒業された先生方にお集まりいただきて、ロースクールの現状・問題点、学研連のあり方、就職問題、中大法曹会の支援のあり方等について、忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

さらに、ご承知のように中央大学法科大学院には多くの他大学の学部出身者が来ており、反対に他大学のロースクールにはたくさんの中央大学の学部出身者が行っています。どちらの方も中大法曹の一員ですから、中大法曹会は多様な背景を有する会員を擁することになります。そして、ロースクールにはロースクールだけの同窓会が結成され、その結束はかなり固いものがあると聞いています。

一方、中大法曹会というのは、これまで中央大学の学部出身者で構成される会であり、これを前提として運営等がなされていましたが、ロースクール時代に入ってもこのような意識でいたら、ロースクール卒業生は各ロースクール同窓会の方に行ってしまい中大法曹会には来なくなる恐れがあり、これからは中大法曹会も相当大きな意識改革・変革を迫られるのではないかと思っています。

従いまして、特にロースクールの卒業生の皆さんに、中大法曹会に対する要望等をお聞きした上で、中大法曹会がロースクール時代に対応するにはどうしたらいいかについても議論をしていただきたいと思います。

それでは、まず自己紹介からお願ひします。

## ■自己紹介

**遠山：**遠山信一郎です。

期は34期です。中央大学ロースクールの特任教授として教鞭をとらせていただいている。具体的に言うと1年生に民事法を教える授業をもっており、2年生、3年生となると実務科目としてリーガルクリニック科目で「ADR」と「労働法」を教えており、民事模擬裁判の取りまとめもやっています。それから、エクスターンシップという科目を木村先生と今日までやってきました。

**木村：**木村美隆と申します。期は36期です。私も遠山先生と一緒に2004年の開学以来、中大ロースクールで教育に関わっています。私が担当している科目は、法曹倫理、ローヤリング、エクスターンシップで、このうち法曹倫理は2年生の実務系の基礎科目で必修です。ローヤリングは法律相談、交渉を模擬体験を積みながら勉強するという科目です。エクスターンシッ



プは、中大法曹会と一番縁が深いと思いますが、わかりやすく言うとミニ実務修習みたいなもので、3週間を原則として各地の法律事務所や企業の法務部に学生を派遣して研修をしてもらうというものです。

**村下：**村下憲治です。期は37期です。どうぞよろしくお願ひいたします。一昨年から玉成会理事長を務めております。学研連小委員会の委員長、中央大学の評議員をしております。おいおい学研連のこと、研究室のことを申し上げられればと思っております。



**小関：**小関勇二といいます。期は46期です。私は、以前中大法曹会の執行部にいて、そこで進路指導委員会の担当の事務局次長でした。それで、今はそのまま進路指導担当委員会の委員をしております。本日は、就職問題について意見を言えという趣旨で呼ばれたものと思っておりますので、よろしくお願ひします。



**行方：**中大法曹会の副幹事長をやらせていただいております37期の行方美彦と申します。今日、皆様方のお話を伺ったことを「中大法曹」に掲載して、全国の中大法曹会の会員に現状を知っていただいて、中大法曹会を今後どうやって繁栄に導いていったらよいかの参考にさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。



**松田：**中大法曹会の事務局次長で広報委員会の担当をさせていただいております松田啓と申します。期は44期です。私はロースクールのことはよくわからないところもありますので、本日は皆さんのお話に質問をさせていただき、

わからないところを聞いていくという役割をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

鍛治：鍛治美奈登と申します。新61期になります。私は平成17年に中央大学の法学部を卒業し、そのまま中央大学ロースクールの既修2期として入学しました。

それで平成19年に卒業し、司法試験に合格して、平成20年に弁護士登録をしました。平成21年より、中央大学ロースクールの実務講師としてフォローアップゼミを担当しております。平成21年及び平成22年は全科目を教えていましたが、平成23年からは民事系科目だけを担当させていただき、現在も民事系科目のゼミを担当させていただいております。また、法職の方で未修者を対象とした民法のゼミを担当しているほか、法務研修委員会という法職制度のありかたを考える委員会の委員も務めさせていただいております。よろしくお願ひします。

奥野：新62期の奥野大作と申します。既修の3期で中央大学ロースクールを卒業しております。現在、中大法曹会の広報委員会で今回の60周年記念誌の編集等の仕事をさせていただいております。私は、学部が明治大学で、ロースクールが中央大学ですので、ロースクールの中での中大出身者と他大学出身者との関係や、他大学の学部出身者の立場から中大法曹会に対する感想等についていろいろと発言をさせていただけるかなと思っております。

土屋：土屋幸博と申します。新62期になります。中大法学部を卒業して東大ロースクールに既



修の3期で入り、現在弁護士をしております。中大ロースクールに関しては、外部から見たり聞いたりしたことを述べることになりますが、若干先生方とは違った見方が提供できればと思っております。よろしくお願ひいたします。



### ■中大ロースクールの現状

嘉本：ありがとうございます。本題に入らせていただきます。まず、中大ロースクールの現状についてですが、平成23年度の中大ロースクールの司法試験の結果につきましては、合格者数が176人で、合格率が38.2パーセントとなっており、人数で2位、合格率で7位という成績なのですが、この結果についてはどう評価したらいいのでしょうか。

村下：中央大学の学部出身者の合格者数をご存じでしょうか。

嘉本：それにつきましては興味があるところで、聞いてみたのですが、わからないそうです。

鍛治：学部の合格者数は、数値として出していませんでしたように思います。

木村：最近は学部を出てそのままストレートにロースクールに入ってくる学生も多いのですが、やはり、一度社会に出てから、ロースクールに入ってくる方もかなりいます。新卒の方であれば、卒業時の進路をどのようにとったかということで大学の方で把握できるのですが、一旦社会に出た方となると把握が難しいと思います。特に他のロースクールに行つた方は進学状況そのものがわからないので一層難しくなってきます。従って、中大の学部卒の合格者がどの程度いるかということは調べても把握は非常に難しいと思います。

行方：中大法曹会では、毎年、合格祝賀会を開いていますので、そのための中大の学部出身で他大学ロースクールの情報は収集し、ある程度把握しています。ただ、正確には出来て

いません。やはり、減ってきているかもしれませんね。

嘉本：どうやって把握しているのですか。

行方：新規登録される方は、弁護士会で出身大学がわかるんですよ。それで、個人情報開示の手続をして、理事会で通ると出してくれますから、それである程度把握して案内を出してます。ただ、段々手続が厳しくなってきてまして、二弁の場合は、申請をすると、その方に二弁の方から個別に通知がいって、いついつまでにノーと言わなければ、承諾したものとみなすという形でやっと開示してくれるという制度になっています。

嘉本：それはかなり厳しいですね。

村下：私が漏れ聞くところによると、新司法試験に合格した中大の学部の出身者の数というのは70名から80名くらいに減っているのではないか、そのため、中央大学が優秀な人を集められるかどうかにかなり影響していて、危ないのではないかというようなことも聞いたことがあります。私としては、中大の法学部で旧試験に受かった方ですから、なんといってもやっぱり中大本体が元気になってもらわないと困ると思います。

中大法科大学院のこの成績というのは、非常に健闘しているし、立派だなあという印象を受けております。

嘉本：中大の学部出身者については確たることがわからないのでなんとも言えないと思いますが、中大ロースクールに限って言えば、気になるのは合格率だと思います。38.2パーセント、7位ということで、中大ロースクールは、従来から合格率はそれほど高くないと言われているのですが、そのへんのところは遠山先生いかがでしょうか。

ちなみに、お手元の資料を御覧になっていたくと、合格者数210名で1位の東大ロースクールが50.5パーセント、172名で3位の京大ロースクールが54.6パーセント、164名で4位の慶大ロースクールが48.0パーセントとなっています。平均が23.5パーセントです。

遠山：うーん。これはなかなか難しい。ビックロースクールなものですから、分母が大きく

て、分子が多少大きても、率は悪くなってしまうという構造もあると思います。ただ、私も木村先生も現職の教員としては、これはなんとかしなければいけないということで、教員全体で今努力をしている最中です。かなり努力しております、少しずつですが、未修生の合格率がよくなっています。これはプログラムを充実させたこともありますし、鍛治先生たち実務家講師の手厚いケアがじわじわ効いてきているからだと思います。

他のロースクールの未修生が相当に苦戦している中で、中大ロースクールは、間違いなく善戦していると思います。これは誇れる成果です。ただ、いかんせんピックロースクールなもので、だんだん分母が大きくなってしまいますので、急激に合格率が良くなるということは期待できないかもしれません、悪くなるということは防げていると思います。この点で現場は大変な努力をしているということはお話をさせていただきたいと思います。

## ■未修者問題

嘉本：今、未修者のお話が出てきましたので、いわゆる未修者問題についてお話を聞きしたいと思いますのですが、未修者コースに入ってくる人には、全く法律を勉強したことがない純粋未修者と、法学部を出た人や、しばらく司法試験の勉強はしたけれど未修者コースに入ったという人も結構多いと聞いているのですが、両者に違いはありますか。ちなみに平成23年度の中大ロースクールの司法試験合格者176人のうち、既修者は137人で、未修者は39人となっています

遠山：私の認識では、未修者コースに入ってくる人では、法学部を出ようが、経済学部を出ようが、文学部・工学部出身だろうが大きな差はないという印象があります。基礎学力のある学生であれば、どの学部を出ても十分伸びていきます。へたに法学部を出たり、多少は法律の勉強をしている程度ではむしろ災いではないかと思っています。

木村：中大ロースクールでは、文学部とか工学

部等出身のいわゆる純粋未修者は約3分の1で、3分の2が法学部の出身者や、法学部ではないけど多少そういう勉強をしてきた人たちですが、未修者コースの合格者の中に純粋未修者がどの程度いるのかは、残念ながら把握できていません。

**遠山：**私は、ロースクールというものは、本来3年が原則で、2年の既修者コースは、がんがん勉強しているから、勉強した分だけ1年下駄を履かせているに過ぎず、その意味で例外だと思います。それで、3年の未修者コースは、2年の既修者コースでがんがん法律の勉強をしてきた人ではないという意味では皆同じで、経済学部の人もいれば、たまたま法学部出身者もいるということで、学部がどこかということはあまり意味がないと思っています。

その上で、これまで3年の未修者コースの人たちが苦戦してきて、これからもさらに苦戦していくだろうという状況の中で、中大ロースクールは、かなり創意工夫をした教育プログラムを作っている成果と結構優秀な人が来ているということでいい戦績を残していることは明るいニュースではないかと思っている訳です。

**嘉本：**それでは、ロースクール卒業生の皆さんのお話を聞きしたいのですが、皆さん全員既修だと思いますが、この点はどう思われますか。

**鍛治：**未修者の合格率の問題が、今、法職の法務研修委員会でも一番議論されておりまして、それで私も未修の教育に携わらせていただいている経緯があります。私も遠山先生がおっしゃったとおり、未修の中の純粋未修と法学部出身者との差はほとんどないと考えています。その理由は、既修者は、ロースクール入試で法律科目の受験を経ている一方、未修者は法律科目の受験を経ていないからです。既修者は、ロースクールの入学試験で7科目の択一を受けることが原則で、中大ロースクールでしたら4科目、他のロースクールでは6、7科目の法律科目の論文を書かなければなりませんから、それだけの勉強をしてきていま

す。しかし、未修者は、その勉強をせずに入ってきてているという点で、根本的に既修者とは性質の差があります。この意味では、未修者の中の法学部出身者と、それ以外の学部出身者とでは、ほとんど差がないと思います。

未修者に対する教育をしていて感じることは、未修コースの学生たちは、基本的な知識、条文、判例の理解がないのに、最高裁の判例を読んでいたりすることが多く、それも最高裁の判例の細かい事実関係にこだわっている学生が多いように思われます。基本知識、体系を頭に入れていないのに、事実を見てしまうから、法律の論文が書けないのでないかと思っています。

**奥野：**私は3期だったのですが、その時は未修と既修の差は大きかったように思います。いろいろ聞いてみると、未修コースは、最初の1年は基本的な科目を勉強するはずなのですが、なかなか1年では消化しきれなくて、それで2年、3年で、それを引きずってしまって、消化不良のまま試験に突入して合格率をかなり落としたように思えました。私も明大のロースクールの方で、ゼミをもったりして教えてているんですけど、そこでも既修者と未修者では基本的な知識の差が結構あるなと感じます。

ただ、適性試験のお陰なのでしょうか、論理的な能力というのは結構あって、論文はまあまあうまく書けるので、あとは基本的な知識さえ入れれば、未修者も本試験に耐えうるというか、合格率を上げることはできると思います。

**嘉本：**今、適性試験というのが出てきたのですが、適性試験というのはどのようなものなのでしょうか。土屋先生。

**土屋：**今はまた制度が変わっているはずなのですが、大学入試センターや他の団体がやっている試験で、それは法律の知識なしで、文章が論理的に整合性があるか等の問題をマークシートあるいは記述をさせ、それを偏差とかを出して点数を見られるといったものなのですが、これをロースクールでは足切り等に利用しているようです。

嘉本：その適性試験というのは、うまく機能しているのですか。

木村：中大ロースクールで、適性試験の成績のいい学生と、芳しくない学生が、それぞれ司法試験にどの程度受かっているかという、適性試験の成績と新司法試験の合格率の相関関係のデータをとったことがあるのですが、相関性はないという結論だったということです。

これに対し、ロースクール時代成績と、新司法試験の成績というのは明らかな連動性がある、つまりロースクールでの成績がいい人は合格率も高いのですが、適性試験と合格率の相関性がないということになると、適性試験が果たして本当の意味での適性試験なのだろうかという疑問を持たざるをえません。

嘉本：未修者について進級とかは厳格にやっているのですか。

遠山：成績が悪ければ2年になれば1年をもう一度やるという進級制限をとっており、そういう人も結構おります。かわいそうだけど、泣いて馬謖を斬っております。

嘉本：そういうあまり成績の芳しくないと学生に対して、早期撤退を勧告するということはあるのですか。

遠山：それはありません。自分の人生ですから自分で決断していくべきことです。ただ、ロースクールというのは、学生に今どのくらいのレベルで、どのくらいの位置にいますよということを正確に教えてあげなければならないと思います。進級制限で上がれない人というのは、本当に下位の学生になってしまうと思いますが、あなたは今の段階では、進級することはできませんと言われたとき、その人がどのようにするのかは、自己判断にまかせています。

嘉本：最近、ロースクール全体として定員を削減しろという話があり、ずいぶんと定員を減少させたロースクールもあったかのように聞いているのですが、中大ロースクールではどうだったのでしょうか。

木村：当初既習者が200人、未修者が100人、合計300人の定員だったのですが、少し前に既習者はそのままで、未修者を70人に減らして

合計270人の定員になりました。これは、先ほどお話しにあったように、未修者の教育を充実させるためには少人数の方がいいのではないかという考えもあったためです。

## ■法科大学院教育について

嘉本：ロースクールのカリキュラムというのはどのようなものなのでしょうか。まず既修者はどうなっていますか。

鍛治：既修者で入りますと、まず1年目は、民法、民訴法、会社法、刑法、刑訴法、憲法、行政法が必修で、あとの選択科目は各自の判断で取るというカリキュラムだったと思います。要は、基本7科目の授業は必ず受けなければならぬということです。授業では、事前に指定される重要判例を読んでいて、そこに含まれる法的問題を議論しながら学ぶ、いわゆるソクラテスマソッドで進めることができます。あとは、実務科目としてエクスターンシップ、リーガルクリニック、法曹倫理、ローヤリング等の科目があります。

嘉本：エクスターンシップとかリーガルクリニック等以外で、これまでの法学部教育とロースクール教育と大きく違うというのはどういったところでしょうか。

鍛治：1番違ったのは、判例に対する勉強の姿勢でしょうか。最高裁の調査官解説まで読み込んだのはロースクールの授業が初めてでした。最高裁判決の理屈を理解するように授業の目標が設定されていました。授業を通して、結果的に最高裁の理屈を理解できたのか、自分で書く論文の内容や結論が変わったのかと聞かれると自信はないのですが、重要判例とされる判例の考え方を、他の学説の比較と共に議論して身につけるということをさせられました。

遠山：皆さんは、4年間、目一杯法学部教育というものを受けられた後に、ロースクールに入ってこられた訳ですが、そこで教育と法学部での教育との質的違い、たとえば授業方法、授業の中身、先生の質（笑）はどう

う違いますか。

村下：学部で旧試験を目指した学生は、すごく勉強をしている場合が多かったと思いますが、その辺を踏まえてお話を聞かせてください。

鍛治：私は、学部時代、旧司法試験の勉強を中心にしていましたので、学部の法律の授業というのは、基本書の本当に大事なところを先生が教えてくださるという意識で、復習のような形で聞いていたところがありました。要するに、学部の授業というのは、ゼロから基本概念をサラッと教えて下さるが、理屈を突き詰めることはせず、判例も結論だけを教えてくださるという印象でした。

これに対して、ロースクールでの授業は、基本概念はもうわかっていることが前提ですので、知識や理論を説明して頂くというより、判例の考え方について議論をするというものでした。判例を読んで来ることが求められ、先生が、授業において、学生に対して判例の考え方にもつわる質問をし、学生がそれに答えるという形でした。判例を読んで考えていれば、自分なりの考えを言えるというような質問でしたが、結局、先生が伝えたい答えは何だったのか分らない形で終わる授業も沢山ありました。まとめると、ロースクールでは基本概念はやらない、判例は深く読み込む、ソクラテスマソッドであることが明確な違い

だと思います。

奥野：学部のときは、基本的な知識をとにかく詰め込んでいくというのがメインだったと思いますが、ロースクールは、基本的知識はある程度あることを前提として、それから自分の頭でどう考えていくかが重要であり、そこが一番の大きな違いだと思います。ロースクールでは事前に課題・問題が与えられますので、自分で考えて答えを出していかなければなりません。単に知識を入れていいだけか、いろんな事件を自分でどう考えていくかが、学部とロースクールの違いであったと思います。

土屋：学部の方は、とにかく情報を聞いて頭に入していくというのが中心になっていたように思います。ロースクールになると、私のいた東大ロースクールですと、ケースブックを使いながら勉強していくのですけれど、当時の先生方は、これは私たちが作ったけれど、私たちにもわからないところがあるとおっしゃっていた程で、とにかく自分たちの頭で、どう考えるか、どう表現するかということに重きが置かれていたと思います。

嘉本：土屋先生は、学部時代は司法試験の勉強をされていたのですか。

土屋：先ほどのお話を伺っていると恥ずかしくなるのですが、私はオーケストラに力を入れ



ていまして、あまり勉強していなくて、3年生が終わってから本格的に始めたような口です。そういう意味では、私は、大学生時代は、本当に聞きにいって知識を入れるだけの生活でした。

**松田：**私は、古い世代になりますけど、昔も多くの人は学部の授業はあまり聞かず、自分で勉強していた人が多いような気がしたのですが、とにかく自分でやらなければどうしようもないというところがありました。それでロースクールになりますと、自分で勉強して得た基礎的な知識、文章の書き方等を前提として、その上のレベルの教育をポンと与えられているような気がするのですが、それで消化し切れるのですか。

**土屋：**やはり、消化不良で終わっている部分はどうしてもあります。それでいいんだというのも一つの考え方なのかなとは思うのですが、ロースクールの授業であっても、割と基礎から解きほぐした上で、やってくださる先生もいらして、そういう授業を受けると、やはり消化しやすいと感じたりしますので、このへんが、ロースクールのカリキュラムであってもそれぞれの先生の個性が出る部分なのかなあとは思います。

**村下：**新司法試験に合格した人は、判例を検索するのが非常に上手なのですが、その問題について、どの法令のどの条文が問題なのか、どの要件の解釈が問題なのかについて、あまり言及してこない。昔、僕たちの頃は、注釈民法や注釈会社法で調べて、場合によっては立法目的とか制度趣旨から理解するよう努めていたのですが、そういうことがロースクールになっておろそかになっているのではないかという気がするのですが、奥野先生はどう思われますか。

**奥野：**ロースクールの先生方を前にして言うのもなんなのですけど（笑）、やはり判例がすごく多くて、授業の中で、要件とか条文に割く時間より、判例を検討する方が多い。授業では、今日はこの判例についてという形が多いので、どうしても判例の方にばかり目がいってしまって、その判例はどこの条文の、

どの要件を問題にしているのか等は手薄になってしまうかもしれません。ただ、新司法試験においても、やはり条文の解釈をしっかりやらないとなかなか受かりにくい仕組みとなっていますので、新司法試験を受かっている方なら、ある程度条文解釈とかはできるはずなんですね。

**村下：**僕は、若い皆さんに聞いて返ってくる答えが感覚的な感じがして、不安定な解釈というか、そんな不安定なことで大丈夫なのかという気がしています。判例というのはとても大事ですが、奥野先生がおっしゃるように、判例を勉強しながら、これはどの条文のどの要件が問題になっているのか、なんでこんなに裁判官は頭を悩ませているのだということを自覚していかないと、感覚的な議論になってしまいますのではないかという気はしています。

**松田：**新しいロースクール時代というのは、法曹の人数を増やすためにロースクールに司法研修所の前期修習の代わりをやらせるといった数を増やすことを主眼とした改革なのか、それとも新たな時代になって、法律家としてあらたな資質が求められ、そのためのロースクールなのでしょうか。

**遠山：**私は、日弁連で司法改革をやっていたので、経緯はわかっているんですけど、もちろんいろんな要素が絡み合ってこの制度ができました。ただ、一つの有力な軸足は、法曹というものは法廷だけではなく、もっと裁判所の外に出て活躍しなければいけないという軸足です。それで、ロースクールの教育システムというのは、単に法廷弁護士を育成するだけではなく、広く社会に出て、企業とか自治体とかNPOとか、今で言えば被災現場とか、そういったところで十分に働く人材を作ろうといったところに眼目が置き換わっています。その意味で、教育内容が、よく言えば広がっており、悪い言い方をすると拡散してしまっている。そうすると、きちっとした条文、概念の中で仕事してきたスタイルからすると、すごく不安定な気がするというのは、聞いていてすごくよくわかる話だと思いました。

**木村：**本音の話をすると、合格者をこれだけ増

やしているのですから、従前の基準で行けば受からない層の人たちまで合格していることは間違いないと思います。ですから、従来の合格者だったらこれぐらいは当然知っているはずなのにということを知らない合格者が出てくるのは、やむをえないことだと思います。

ただ、他方ロースクールでは、これまでの合格者が身につけていなかったものを身につけることができます。具体的に言うと、外国法についても専門的な教育を受けていますし、かなりの語学力を持った合格者も少なくありません。従来の司法試験ではなかった経済法といった分野も選択ですが試験科目に入っています。そういう意味で、新司法試験の合格者は、従来の合格者が身につけていなかったものをプラスアルファで身につけています。どちらが社会にとって有益かという議論はなかなか難しい話ですが、私や遠山先生は、いろんなタイプの合格者が出てきていることは、今の多様な法曹のニーズに応えることになるのではないかと考えています。

### ■ロースクール教育と司法試験

**行方：**ロースクールの教育内容と司法試験の受験準備というセンシティブな問題について教員の方に伺いたいのですが、教員の方々はこの点をどのように考え、また授業をなさっているのでしょうか。

**木村：**ロースクール教育と受験教育は別のものであり、私たち教員は受験教育はしないということになっています。しかし、学生は司法試験に合格したい、教員もロースクールの実績を上げたいということは間違いないところです。どこまでが受験勉強かという線引きがなかなか難しいこともあります。多くのロースクールがその限界につき手探りの状態ではないかと思います。もちろん、ロースクールで答案練習会を行うなどということはできませんし、中大ロースクールでも行っていません。

**遠山：**中大ロースクールは良い教員がそろっていて、学期末試験などの試験問題の質は高いのです。これらの問題は履修の有無にかかわ

らず学生に公開をしています。これらの問題は司法試験に直結しなくとも、学生は創意工夫して勉学に役立てているようです。

**松田：**そもそもですね、受験指導といつても別に法律以外の勉強をしているわけじゃないですし、なんでそれをやっちゃいけないのかっていうことが、ロースクールにあまり関係のない人には全然良く分からんと思うのですけれども。どこがロースクールの趣旨に反するのでしょうか。

**遠山：**それはロースクールの制度設計の出発点に遡る必要があります。日本の法学部が機能不全に陥り、予備校が跳梁跋扈したために、司法研修所に来る合格者が全部ステレオタイプの考え方をするようになって質が劣化してしまったというのが制度設計の出発点の一つだったのです。自分の頭でしっかり考えることができるのが法曹資質であるにもかかわらず、予備校が、論証を覚え込ませることによって、技術としての司法試験をクリアして合格者を作り出すという事態になったのです。これによって、司法研修所に、本当に魅力的な、柔軟な頭脳をもった修習生がやって来なくなつたというのが現実なのです。

それで、その現実を打破するための1つの方策がロースクールなのです。このようなことから、受験技術教育を否定することが、実はロースクールを作り上げるときの大きな軸足だったために、そのあとの制度設計をする中でも、受験技術を教えるのはまかりならない、実務と理論を結びつけた充実した法曹教育をちゃんとやって欲しいということから、受験教育はダメであるということになったと思います。

**木村：**遠山先生がまとめられたとおりだと思うんですけど、優れたロースクール教育をやれば、必然的にそれが司法試験に合格するための力の養成になるはずで、そういう意味では、ロースクール教育はすべて受験に結びついているわけですね。これに対しいわゆる受験教育っていうのは、技術優先なんだと思います。これを覚えなさい、このとおり書きなさいって言われれば、そっちの方が便利です

から、思考を停止してしまってそれを丸暗記して再現しようということにどうしてもなりがちです。そういう思考停止みたいな状態が好ましくない、というのがロースクールの出発点であったと思います。

私たちが修習生の時代、修習生にとって1番しんどい科目は何かっていったら、民事裁判だったんですね。いろいろ約束事が多いですからね。他方1番楽な科目は何かっていうと、刑事弁護だったと思うんです。こちらは与えられた記録に対し現場思考をすればよいわけで、刑事弁護の起案で悩んだことは、正直言ってありませんでした。これは私だけではなく、大方の修習生がそうだったと思います。

ところが、私自身が刑事弁護教官をやった約10年前、刑事弁護の起案はどのように書いていいか形がなくて分らないから1番難しい、と言う修習生が結構いました。おそらく、合格するまでの間に現場思考をするということをあまりしてこなかったからじゃないんでしょうか。そういう修習生が増えるというのは、本来あってはならないと思っています。

**嘉本：**ありがとうございます。それでは、実際、中大ロースクールの卒業生の方は、ロースクールの授業と受験勉強の折り合いをどのようにつけて勉強をしてこられたのでしょうか。

**鍛治：**そうですね。先生を前にすると…(笑)。

**遠山：**聞いていないから大丈夫(笑)。

**鍛治：**うーん。おっしゃるとおり、特に2年生のときは、授業を優先すると受験勉強が全然できないような状況でした、結局、授業がある間は、授業の予習及び課題への取り組みと復習の時間でほぼ終わります。そこで、受験勉強のために、夏休みと春休みには自分で新司法試験のプレテストやサンプル問題の論文を書いてみたり、3年生になると仲間とゼミを組んで旧司法試験の問題などを解くという勉強をしていました。

**嘉本：**奥野先生はどうでしたか。

**奥野：**私は、ゼミと授業の二本立てで勉強をしました。ゼミはロースクールの優秀な仲間と過去問を解いたりしました。授業は、事例、判例をとおして自分の頭で考える訓練のため

に予習、復習をきちんとやりました。

**嘉本：**土屋先生はどうでしたか。

**土屋：**鍛治先生と奥野先生と同様授業、ゼミを中心に勉強をしました。3年生になるとやはり司法試験が近づいてきますので、試験対策にウェイトを置くようになりました。

**村下：**ゼミについて聞きたいのですが、ロースクールでは私的に少人数のゼミが複数組まれているようですが、全員が合格するゼミもあれば、全員が不合格になってしまうゼミもあるということですが、そうなのですか。

**奥野：**そうですね。ゼミでの議論の仕方 자체が間違っているとそのことがありますね

**村下：**旧司法試験時代は、学研連の研究室では、合格者や若手弁護士がチューターになってゼミが誤った方向に行かないよう指導していましたが、ロースクールの私的ゼミに、従来のような形でチューターを学研連等が派遣するというのはなかなか難しいのでしょうか。

ただ、それが可能であるならば、チューターにそれなりの待遇を考えれば、ゼミ全員が不合格になるという事態は避けられるのではないかと思うのですが。

**奥野：**私は学部は明治大学出身で、現在明大のロースクールにチューターとして教えに行っていますが、中大のチューターをしている知人の報酬は明大に比べてかなり低額でした。

**鍛治：**ゼミの後、学生を飲み会に連れて行くと完全に赤字です(笑)。

**村下：**中大としても、若手にどんどんチューターになってもらえるよう経済的にバックアップする体制を真剣に考えなくてはならないと思います。

中大法曹会はすごい金持なんだから、頑張ってもらわなくては(笑)。

**行方：**いえいえ、中大法曹会は村下先生がおっしゃられるように決して経済的に潤沢というようなことはございません(笑)。本年度は中大法曹会創立60周年ということで会員の皆様から多額のご寄付を頂き少し余裕がありますが。とにかく、今後は経済的支援を考えゆかなければならぬと私も思います。

**村下：**就職難もあり、若手弁護士の就業環境は

給与も含めてかなり厳しくなっていると思うんですね。そこで、お前たち先輩の世話をなつたんだから後輩の面倒をみろよというようなことは通用しなくなっているとは思いますね。だから、やはり、チューターに対する経済的バックアップが中大ロースクールの自主ゼミを本当にレベルアップして育成してたくためには必要なのかも知れない。それを主催するのが中大法曹会だっていいと思うんですね。中大法曹界がロースクールにアピールしてチューターを自主ゼミに派遣する体制ができれば自主ゼミのレベルアップにつながると思います。

**行方：**実は、若手会員を増やすというのが中大法曹会の大きな課題となっています。そのためにも、村下先生の言われるような形で法曹の卵の段階からサポートをしてゆくことが重要であると思います。

### ■ロースクールに対する支援—エクスターンシップ、リーガルクリニック

**嘉本：**中大法曹会のロースクールに対する支援としてエクスターンシップがありますが、中大法曹会との関係も含めて木村先生ご説明を願いませんか。

**木村：**創立当初からエクスターンシップに関わっておりますので、私からご説明します。簡単に言うとミニ実務修習とも言えるのですが、実務修習と全く同じというわけではありません。まず期間の点ですが、中大ロースクールでは3週間です。これは他のロースクールに比べて1番長いと思います。また、派遣先にバリエーションがありまして、法律事務所の他に、企業の法務部にも派遣をしています。一時は霞が関の官公庁にもかなりの人数を派遣していたんですが、現在は、他大学との関係もありまして公式のカリキュラムとしては派遣をしておりません。企業の法務部に派遣された学生の報告を聞きますと、私どももよく知らなかったところまでいろいろ見せて頂いて、私どもも話を聞いて大変勉強になるといったことがよくあります。

**嘉本：**中大法曹会はエクスターンシップにどのようにかかわっていますか。

**木村：**中大法曹会との関わりで申し上げたいのは、法律事務所の派遣先を多数ご紹介頂いているという点です。文字どおり北は北海道から南は沖縄まで、多数のご協力を頂いております。この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思います。残念ながら経費の関係で、学生を地方に派遣することがなかなかできませんので、ずっと手を挙げて頂いているのにもかかわらず、まだ1人も派遣できていない地方もございまして、この点は大変申し訳なく思っております。

**嘉本：**ロースクール教育においてエクスターンシップはどのような意義を有するのでしょうか。

**木村：**まず一つは、座学で学びきれない実務の姿を勉強することによって、普段勉強している座学つまり理論の部分をより深く理解することができるというメリットがあります。それからもう一つは、法律が実際に生かされている場で、法曹がどういうふうに身を処してどのように考えているのか、こういったことを肌身に感じて学んでもらうことの大いに意味があります。学生自身が、どういう法曹になろうとするのか、自己の法曹像を明確にするということにもなりますし、ひいては、モチベーションのアップと言いますか、新司法試験合格に向けて頑張ろうという気構えを増すということにもなるわけです。そのように多角的な意味があり、中大ロースクールの場合には、今申し上げたように多彩かつ多数の派遣先を持っているということで、私どもとしても大いに自信を持っております。今後ともこれまで以上に、成果を上げていきたいと思っております。

**嘉本：**エクスターンシップはロースクールによって違いがあるのでしょうか。

**木村：**はい。すべてのロースクールにエクスターンシップという科目があるわけではありません。カリキュラムにあるのは多分半分くらいのロースクールではないでしょうか。また期間が1週間というロースクールも結構あります。

す。3週間というのが最長であることは間違  
いありません。

嘉本：土屋先生、東大ロースクールではエクス  
ターンシップはあったんですか。

土屋：えーと、ちょっと今それを思い出していく  
んですけども（笑）。

少なくとも、東大ロースクールの外部に出て  
経験を積む機会としてメインなのは、3年  
つまり卒業する年度の夏に、サマークラーク  
というものを大手の事務所が公募していたり  
していました、それに参加するというのが多  
かったですね。カリキュラムとしてエクス  
ターンシップという独立した科目があったか  
というと、ちょっとそこははっきりしなくて  
申し訳ないんですけども、サマークラーク  
という形で外部に出ていたという人が大半で  
すね。

木村：確か、東大ロースクールではエクスター  
ンシップはなかったと思います。

嘉本：鍛治先生はエクスターンシップを経験さ  
れたんですか。

鍛治：はい。

嘉本：どうでしたか。木村先生を前にして言  
いくかもしませんが（笑）。

鍛治：いえいえ。これは本当に、先生方に遠慮  
することなく申し上げたいのですが、エクス  
ターンシップに行って良かったと思っていま  
す。

す。私の場合は法律事務所ではなく、企業の  
法務部に3週間行かせて頂きました。もとも  
と弁護士志望だったので、お客様が弁護  
士をどう見ているのかが知りたくて企業の法  
務部に行ったのですが、その目的を果たすこ  
とができました。具体的には、法律事務所を  
いくつ顧問にしていて、その顧問事務所をど  
のように使い分けているのかなども知ること  
ができました。また、実際に取締役会にも参  
加させて頂いて、こうやって議事進行するん  
だということも見させて頂きました。弁護士  
になった今、あの経験があるので企業の中の  
意志決定過程をイメージできます。非常に貴  
重な体験をさせて頂きました。

嘉本：次に、リーガルクリニックというのはど  
のようなものなのでしょうか。

遠山：私は開学当初からプロデュースに関わっ  
ているのですが、これはもともと得体の知れ  
ないものです（笑）。どうしてかというと、  
アメリカのロースクールを主にモデルにした  
真似っこ科目なのですね。アメリカのロース  
クールの真似をするのであれば、学生に生の  
事件のライブクライアントを遭遇させて、そ  
こで弁護士教員である私たちが立ち会いなが  
ら、いわばリーガルカウンセリング、場合に  
よっては事件処理のようなものを経験させる  
ということになります。それを法曹制度が全



く違うところにもってきたものですから、どうしようかということになりました山ほどアイデアを出し結果できあがったものなのです。たとえば刑事ですと、伊達先生に担当をお願いして、国選事件をとて頂き、事件の分析、手続などを臨床的に学んでもらうということをやっております。そういうイメージですね。

**嘉本：**リーガルクリニックは早大ロースクールが充実していると聞いていますが、中大ロースクールはどうですか。

**遠山：**メニューが多様であり、私は日本一じゃないかと思っています（笑）。

**嘉本：**奥野先生、リーガルクリニックはどうでしたか。

**奥野：**私は倒産関係のクリニックだったのですが、RCCの現場も目の当たりにし、また債権者集会にも行きました。実際に自分が勉強していることっていうのが目に見えて分かるようになるんで、非常に素晴らしいと思ったと思います。

**嘉本：**土屋先生、東大ロースクールはどうでしたか。

**土屋：**必須科目ではありませんでした。法律相談クリニックという科目が該当するのですが、私はその科目はとりましたでした。

### ■就職問題について

**嘉本：**次に弁護士の就職問題について議論を進めたいと思います。ご出席の皆さんもご承知のとおり、就職問題が深刻化しています。そこで、中大ロースクール卒業生の合格者の就職状況について、小関先生からお話しをお願いします。

**小関：**中大法曹会の進路指導委員会の委員を務めております小関です。未登録者やすぐに独立するいわゆる即独弁護士が非常に増えていることがデータからも明らかとなっています。ただ、一昨年までは中大ロースクール出身者で就職できない者はいなかったということは確実に聞いていました。正確なデータはロースクールが持っているはずです。中大法曹会としては、あくまで側面からサポートすると

いう形をとっています。

**嘉本：**具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

**小関：**先ほども申し上げましたが、就職難の解決のために中大法曹会の中に、進路指導委員会が設置されました。当初のイメージとしては、中大ロースクール及び中大学部出身者に法律事務所を紹介するということ、求職者と求人している事務所の橋渡しを想定していました。ただ、61期、62期の時期になってくると、求人している事務所の情報がとても集まることになりました。そこで橋渡しまではではないということになりました、ここ2年くらいは、直接に関する一般的な注意事項とか、履歴書の書き方、自己アピールのしかた、というのを委員会に来た合格者、修習生に指導しているというのが現状です。

**嘉本：**中大法曹会の会員の法律事務所に直接働きかけるという活動はされていないのですか。

**小関：**60期、61期のころは委員会に求人情報が来ていましたが、62期、63期、64期になると情報が極端に減り、ほとんど情報がなくなってしまいました。打開策の一つとして、東京で登録している弁護士登録番号が1万番以降の、中大出身者以外の弁護士も含めて、中大法曹会にはこういう委員会があります、求人している事務所がありましたなら申し出てくださいというファクシミリを一昨年一斉送信しました。何で中大出身でない者のところへこのようなものが来るのかというクレームらしきものもありました（笑）。

**嘉本：**反応はどうでしたか。

**小関：**7、8件くらいしか採用したいという回答はありませんでした。ただ1名だけはそのファクシミリのおかげで採用されました。まあ、そういう状況で、非常に難しいというのが正直なところです。

**嘉本：**法曹の中で中央大学出身者が1番多いので、先輩方を通じて就職の世話をしてもらうということが中大法曹会に最も期待されることではないかとは思いますが、全体の求人数が減っているということで、どうしようもないところがあるのかもしれません。村下

先生、学研連はどうですか。

村下：学研連出身の合格者で就職できないという方のことは、聞いておりません。中大ローの印象を聞きますと、さすがにソクラテスメソッドのトレーニングが行き届いているというか、自分で就職活動する方はほとんど就職できている、就職出来ない人というのは、就職活動をやらない人、自分をアピールすることが全く出来ない人、さらに言えば、一生の中でもあの人弁護士やったら困るよねっていう人たちは就職できていないというような話を聞きますね。

嘉本：学研連のつながりや世話で就職ができるというのが多いのですか。

村下：今ものすごい就職難と言われていますけど、そんなに大騒ぎして心配するほどのことではないと思います。ただ、困ったことがあったら学研連の先輩の先生のとこへ相談に行くんだよと言って送り出していますので、2年に一人くらいですけど、自己アピールが上手じゃなくてとってもおとなしいというような方が役員に相談に来ることがあります。就職の相談を持ちかけてくれれば、研究室のOB、OGの紹介などで、ほぼ100%決まりますね。

嘉本：ロースクール卒業生の方で、どなたか就職で苦労なさいましたか。

鍛治：自分では、就活で苦労したと思っていたのですが、今の後輩たちを見ていると、まだ私の期の時は、楽だったんだろうなあと思います。ただ、私が就職活動した2009年は、リーマンショックがあったので、決まっていた外資の事務所を断られたという話もありまして、皆、大変そうでした。それでも、足繁く色々な事務所に通っているうちに、いくつかの事務所から「来てもいいよ」と言っていただきましたし、なんとかなる状況ではありました。

今の修習生やその1個前の修習生を見ていますと、たとえば、東大ロースクールを卒業していても、面接さえ断られてしまう子もいますので、より深刻な状況になっているんだと思います。求人自体が少なく、1つの事務所に何百人も応募があるので、司法試験の成績が一定程度ないと面接も受けさせてもらえない

ないと聞いたことがあります。少し前の時期だったら、絶対東京の大手の事務所から内定が出たんだろうなと思う若くて優秀な子が、やむをえず地方修習先で就職したという事例をいくつか聞いております。

嘉本：奥野先生はどうでしたか。

奥野：私は、結局中大の先生の事務所に入ることができたのですけども、就職先を見つけるに関しては、中大で言う学研連、明治で言えば法制研究所って言う受験団体があって、そこ出身の先生方がかなり多いので、そのつでに入る人が結構多いですね。私もそこにはお願いはしていました。あと、私は一弁修習だったので、一弁は修習中に就職活動も結構後押ししてくださいました。私の場合ロースクールが就職のきっかけになったので、中大ロースクールにはかなり感謝しています。

僕らの62期でもかなり苦労しているのはいて、就職できたけれども、債務整理系でなんかわけのわからない事務所だったり、弁護士としてこの事務所でいいのかなっていうような事務所がかなり多くて、すごい低賃金で酷使されるような同期がたくさんいます。僕ら62期ですらそうでしたので、年々、厳しくなっているんだろうなというのは痛感しております。

嘉本：ちなみに低賃金というのは具体的にどれくらいですか。

奥野：修習生より低い、月20万円ちょっとぐらいいと聞いています。

村下：完全歩合も聞いたことがありますよ。定給なし。

奥野：ノキ弁ってやつですね。私の周りにも結構いますよ。

村下：これは経済的には非常にきついんですね。渉外系の大手の事務所で新試験の合格順位が高い方は、やっぱり今でも1000万円前後くらいの初任給で採用される。一方で、年俸200万円、その代わり、自分の事件はいくらやってもいいよという採用条件を提示された方もいるようですが、登録してすぐに国選弁護をやれるわけがない、破産管財人の話が来ることもない、まして、依頼者なんて来っ

こないというところだと、修習生と同じレベルの生活を送らないといけない状況はあるみたいですね。

嘉本：東大のロースクールはどうでした。

土屋：私自身としては、普通に公募に何件か応募しまして、面接で普通に入らせていただきました。修習が終わってから事務所が決まったという同期もいて、就職活動はもう全般的に厳しくなっているなあというところです。後は、就職できても、低賃金だけには限りませんけれども、いろんな理由ですぐに変わらざるを得ないっていうような話も、ちらほら聞いたりしています。

嘉本：皆さんはいつ頃から就職活動されたのですか。

鍛治：61期の時も今とほぼ同じで、択一試験の後、6月に大手の事務所の説明会が始まりまして、そこらへんから大手と外資の事務所は就職活動をやっていましたね。我々はエントリーシートを書いて応募し、しばらくしたら面接が許される人にはメールで連絡が来て、2回か3回面接して、司法試験の合格発表前には、内定者が決まってしまうという形でした。その他の事務所については、就活が始まると時期が合格発表後だったので、9月末ぐらいからでした。始まったのは。年内までで一区切りついで、61期の時は、5月に、東京3弁護士会の合同就職説明会がありましたので、そこでまた、一つのピークが来たというような形でした。年々東京3会の合同就職説明会の開催時期が早くなっていて、今では、2月とか1月とか、すごく早い時期にあるというふうに聞いています。

嘉本：大変ですね。奥野先生の時はどうでしたか。

奥野：鍛治先生の2年後ですから、あまり違わないと思うんですけども、発表前からもうかなり就職活動されている方もいましたし、修習が11月に始まって11月に終わる形なのですけれども、夏、修習が半分近く終わってもまだ就職できない人が結構いて、最後のほうで、かけ足でバタバタなんとか決まっていたという状態だったと思います。だから、な

んかよくわからない事務所でももう何でもいいからっていうことで入っちゃうという感じでしたので、厳しかったかなあという印象はありましたね。

嘉本：就職活動っていうのは、修習にとって相当に負担になりますか。

土屋：そうですね。就職がなかなか決まらないと、面接がある度に届け等の手続をして行ったりしますので、修習に対する負担にはなります。そういう意味からも早いうちに就職が決まった方がいいとは思うのですけれども、なかなか決まらず、私は東京修習だったので楽な方で、特に地方の修習の話を聞くと、その度に東京に出たりしなきゃならないっていうので、負担が非常に大きいという話はきました。

嘉本：アメリカなんか、ロースクールのランキングで就職が全然違ってくるらしいですけれども、日本の場合はどうなんですか。

奥野：ランキングと就職の割合の相関関係は、あんまり聞いたことはありません。

村下：中大ローはそんなに心配しなくちゃいけないというような状況に今までではなかったと思うんですけども。2、3年前就職がすごく厳しくなりそうだということで、学研連でマンションの一部屋を借りて、そこに4つ5つ席を設けて、そこを登録事務所にして、自由に国選など自分の事件をやれるようにして、学研連OBも手が足りなければこの部屋に登録した弁護士に手伝ってもらう、そんなふうなことをやっていけば、いずれ独立採算を持って行けるんじゃなかろうか、という議論をしたことがあるんですよ。でも、幸いなことに、いろいろと聞きましたら、そんなにすごい就職難にはなっていないようだということが判ってきて、立ち消えになったことがあります。

小関：東弁協で10万円で借りられるスペースを本郷の方に作ったのもそういう発想の中から出てきたと思います。東弁の派閥でも、事務所を借り切って、新規登録の弁護士を押し込んで、サポートに回る先生がいるみたいな形の事務所を作っていることもあります。

嘉本：二弁でも、西武新宿線の野方で不動産を遺贈していただいたってことで同じようなことをやっているんですけどもね。

行方：東弁協の作った本郷の事務所は、たぶん定席が29あるんですけども、3分の1くらいしか入っていないのではないかと思います。登録しますと、安くはしているんですけど弁護士会費を払わなきゃいけないので、結局月10万円の固定費も払えないということで、埋まらなくなっちゃったんですね。その代わり年配の先生方が、大きな事務所を借りるのも結構大変だということで、今お二人くらい入られている。逆に年配の先生と若手が一緒になって、わからないところは相談しているという関係があるんですね。二弁は、月5万円の固定費なのですが、下からまた若手が来ますので1年間で出なければいけない。

## ■ロースクール時代と学部教育－法職課程、学研連

嘉本：今は、中大の学部の法職課程は、何を目標に、どのような勉強をしているのですか。

鍛治：ロースクール入試に合格するための勉強をしています。

嘉本：ロースクールにはいるためには、どういった勉強をしないといけないのですか。

奥野：私も、明大の学部のほうで、今でもゼミをもったりすることがあるんですけど、目標は、ロースクールの上位校にはいるための勉強がメインになっていて、学生は、その上位校の過去問をたくさん解いたり、予備校から出ている問題を解いたりということをやっていますね。

村下：イメージしにくいと思いますが、大学受験の時の赤本、あれに似たようなものが法科大学院入試用にあるんですよ。そのほかに、出題された問題を科目毎に体系的に並べて整理したものですとか、法科大学院で出題された択一試験問題をまとめたものとかがあります。それで、学生は志望する法科大学院に入るための受験技術のトレーニングをやる。

それで学生は論文を書く能力が著しく落

ちています。しかも、択一軽視の風潮が中大に蔓延しています。択一軽視は何かっていうと基礎知識の劣化なんですよ。基礎知識はそんなにうるさくやらなくていいんだという方向に行っちゃってる。基本書はろくに読んでいない。じゃ、何やっているのかというと、予備校のテキストに載っている論証を暗記したりしてるんです。そんなの暗記したってロースクールに行ったら何にも使えないんだよって注意しても、論文も書けないのがわかっていても、そういうものに頼っちゃってる。それで結構合格しちゃう。そういう危うい状態になりつつあるというところですね。

嘉本：今、学研連は何をなさっているんですか。

村下：研究室の役割は、第一に実務法曹を目指すに当たっての勉強の姿勢、勉強の習慣を身につけさせることです。しかし、合格のレベルが年々下がっているという印象が学生の中に広がっていまして、ある程度の勉強をすれば、ロースクールに合格できるという非常に安易な姿勢が勉強態度に結びついているような印象を受けるんですよ。だから、玉成会では、新司法試験では、200番以内くらいの優秀な成績を取らないと任官や任検はできないよ、大手の事務所に入りたければ200番くらいは目指しなさいよと言っています。200番を目指すには、ロースクールに入ってから勉強したんでは絶対に間に合いませんよ、大学の間に思いっきり勉強やってかなり差をつけたロースクールに入るようになないと、あなたの志を実現できませんよと言って、勉強するように励ましてます。

松田：中大ロースクールに進んでももらえば、引き続きつながりは出来ると思うんですけども、他大学のロースクールに行った後はどうされるのですか。

村下：学研連では、中大の学部に入学して、学研連の研究室に入った人であれば、中大ロースクールだけでなく、どこのロースクールに進学していくようだが、参加自由の再現答案の検討会をやっているんです。チューターも中大ロースクールだけでなく、慶應、東大、一橋、早稲田から新試験に合格した人がやってくれてま

す。去年10月の実績ですと、チーターが6人出席してくれて、ロースクール生のほうは6、70人、駿河台記念館の結構大きな部屋がほとんど満席になりました。それから、9月に、新試験に合格した皆さんに、今度は、学研連出身で研修所の教官をされた方にチーターになっていただいて、司法修習のガイダンスをやっています。さらに、1月には、新規で登録された弁護士歓迎会を開いて、若手から研究室の横の繋がりを作るよう工夫しています。

嘉本：ありがとうございます。今、伊達先生が来られたので、中大のどういったところに関わっておられるのかを含めて自己紹介をしていただけてお話を伺いたいと思います。

伊達：伊達でございます。期は36期です。私はロースクール発足当時から刑事弁護のクリニックを担当しています。中央大学では、平成5年から司法演習のゼミをもっていました。ロースクールでは、なるべく生の事件を題材に実践的な授業を試みています。クリニックの授業では、勉強の動機付けど、法曹になるモチベーションを高めることを意識してやっております。私は、第二東京弁護士会の法科大学院支援委員会の委員長を2年やって、昨年は副委員長に降格されて今年度また委員長をやっています（笑）。

嘉本：法科大学院の現状をどうみておられますか。

伊達：ちょうど法科大学院制度、司法試験も過渡期に来ています。日本全国70数校の法科大学院があるのですが、7割くらいのところが10名ぐらいしか合格者出していませんね。結局、20名以上ぐらいの合格者が出来る法科大学院というのは、本当に数少ないという状態で、まともな法科大学院教育が出来るのだろうかということが議論されています。多くの法科大学院は経営が成り立たないし、現実には、学生が受験勉強に明け暮れているとい



う状態です。多くの法科大学院が、学生をいっぱい入学させて結局は合格させることができないという現実を見たときに、声が上がってているのは、法科大学院の数の淘汰と、入学者自体の制限です。ひょっとしたら法科大学院入学試験が、第一次司法試験みたいになってくるのではないかという考え方が出てきています。

嘉本：未修者の問題をどのようにお考えですか。

伊達：当初は未修者の中で社会人の占める割合がたぶん30パーセントぐらいあったような気がします。それが、ドンドン下がってきてています。その原因は、非法学部の社会人と、中央大学の法職講座で1年生から司法試験の勉強をやってきている人たちが、ロースクールに入って肩を並べて勉強したら、もう全然駄目なんです。たった1年間で彼らに追いつくのは絶対不可能です。それでも優秀な方々は2年目ぐらいでなんとか追いついて、3年生になったら何とか一緒に話が出来る程度になっている人もいます。しかし、それは、ごく一部の優秀な方たちで、多くの人々は、夢を抱いて会社を辞めてロースクールに入つても結局夢を捨てざるを得ない。多くの社会人経験者は、下手に夢を持たせるんじゃないなくて、ロースクールに入る段階でちゃんとセレクションして欲しいと言っています。入学を制限して、元々の構想どおり、ロースクールに入ったら6割、7割の人たちが受かるような制度に変えて行かなきゃいけないんじゃないかという考えが出てきています。

嘉本：ロースクール時代になって学部教育は変わっているんですか。

伊達：今は学部教育には関わっていませんが、私の子供が中大法学部に入っていましたから、大体見て知っています。中央大学は異常なんですね。中大の法職講座では1年生の夏ぐらいまででもう民法の債権まで一通り終わらせてしまう。早稲田大学の教授なんかは、もう考えられないと言っています。中大から早稲田のロースクールに入る子も結構いて、入った時点でかなり勉強が出来る子がいるけど、残念ながら、その後の伸びしろがない、これ

が中大らしいってよく言われます。私もいろいろとゼミをやっていますと、確かにいろんなことを知っていますが、ユニークな発想っていうのはなかなか出てこない。ちょっと早い時期から勉強させ過ぎているんじゃないかなという心配もあります。

ただ、勉強すること自体悪いことではないんですね。最終的には法律の専門家になるわけですから、法律的な解釈学もなければ知識もない人が議論してもしようがないですね。やはり、専門家になる以上は、どこかで勉強しなきゃいけない。それは、ロースクールの未修者の1年間じゃ全然駄目ですね。各法学部で、基本法学を学べる環境作りっていうのは必要だと思います。

ただ、尻を叩いても、学生の時は何か目標がないと無理なんですよ。法学部の学生は旧司法試験がなくなったことにより目標がなくなってきたという法学部の空洞化がおきています。それで、東大生は、予備試験を受けて早期合格、そういうものにすぐ食いつくわけです。この予備試験というのは、ロースクールはいったい何のための制度だという話になりますよね。その人たちの合格者がドンドン出てきますと、じゃあ、旧司法試験でよかつたんじゃないかなっていう話になってしまいます。

## ■予備試験について

嘉本：現在、研究室とか、法職課程では、予備試験というのは、目標に入れているんですか。

村下：予備試験の問題が、法律学だけではないんですよ。公務員試験に似たような部分が多分にあります。だから、研究室では、大事なときに法律以外の勉強するなんて何事だ、思いつきり法律の勉強をしなさいって言っています。しかも、予備試験で得られるものは、単に、新試験を受験できるという資格だけ。受験資格を得て、ロースクール卒業生と競い合って、合格できる学力をつけられるかどうかというところまで考えると、とても疑問に思えてきて、予備試験を目指して勉強しろとは指導していないです。

20才で合格者がいると、それは結局予備試験のレベルが非常に低いんじゃなかろうかと思います。ロースクールにも行かない旧試験の受験生の残党と、それから東大の皆さんと。大手事務所が期待するほど優秀な人間が合格しているのかどうかっていうのは、僕なんか疑問符をもってみてるんですね。

嘉本：今年の司法試験で、予備試験に受かった人がどれくらい司法試験に受かるんでしょうかね。



行方：予備試験に受かった120名。その人たちが、かなりの合格率を示したら大変なことになりますよ。

木村：それはそうです。予備試験に通ってきた人たちの合格率が高くて、ロースクール出身者の合格率がそれよりも低いことになると、これは由々しき問題です（笑）。

伊達：かつての司法試験は、過程は無視して、毎年の結果だけ、試験にさえ受けなければいいという制度でした。ところが、ロースクールっていうのは、その過程というのが大事です。この前もエクスター・シップの子と3週間つきあつたんですけど、非常に面白かったです。修習生と違って、学生の人たちっていうのは、ひとつひとつのことにものすごく感動するんですね。その感動を味わってもらいたいって言うのがありますね。それが、モチベーションにもなりますし、自分の進路を決めるきっかけにもなるんですね。

頭がいいだけでは、やっぱりいい法律家にはなれないと思うので、私は予備試験は早く廃止した方がいいと思います。そのためには、ロースクール制度自体改革していくかないとダメです。これだけ多くの失業者を出すだけの制度というのはやはりまずいと思います。

行方：ロースクールで、本来の目的である多様な人材をとる、社会経験を積んでる人もとるということになると、入学試験の段階で本当に既修者と同じレベルを要求すると実際上道を取り去るに等しくなるので、自己矛盾になってしまうと思うんですよね。

伊達：いや、その意見には僕は反対です。法律知識を身につけることは、自己学習である程度出来るんですね。いろんな教育機関があります。予備校もあれば、学部に学士入学とか、通信教育もありますから、社会人はそういうところである水準まで勉強ができます。

ところが、ロースクールっていうのは、単位制限があります。たとえば刑法は何時間しか教えちゃいけませんという制限がある。文科省は余計なことをやるんですよ。それ以上教えると受験勉強させてるとか言うんですよ。予習復習の時間がないとか、もっと勉強した

い人たちが勉強できないというのがロースクールの現状でもあります。

だから、基礎法学の部分は、学部でやればいいと思うんですよ。大学も学士入学もドンドンとったり、聴講生とったり、単位制で入学認めたりしながらやればいいんです。かつての中央大学の夜間部には、司法試験合格者がいっぱいいます。そういう方々に法曹界に入りて欲しいわけです。

ロースクールは、かえって入り口を狭めている気がします。40才になってロースクールの門を叩いてもかまわないと思うんです。かつては、そういう人がたくさんいらっしゃったんですが、今はそうじゃなくなっている気がします。

村下：予備試験を受けた連中から話を聞いたんですけども、試験会場が異常らしいですよ。自分たちの父親、母親の年齢の人たちと自分たちと同じ3年生4年生だけで、法律の勉強一生懸命やって、ほぼ間違いなく最実力の層になるはずの23歳から28歳っていうところが抜けているらしいんです。だから、おっしゃるように早く予備試験廃止しちゃった方が本当にいいのかなという感じは受けますね。

伊達：予備試験受験生は、本来ロースクールに入る余裕もない、時間もないっていう人じゃないですよね。現実には、合格者の8割が無職者ですよね。

### ■他大学出身者中大ロースクール生と中大法曹会

嘉本：ロースクール時代に入って、いろんな大学から中大ロースクールに来たり、また、中大の学部の学生が他のロースクールに行ったりしています。中大法曹会は、中央大学の「学員」であることが条件なのですが、この学員というのは、学部を卒業しても、大学院を卒業しても、これに該当しますので、どちらも中大法曹会の学員です。ですから、中大法曹会は、構成が非常に多様化しています。これに伴って中大法曹会のあり方も変容していくか

ざるを得ないと思うのですが、残りの時間でそのことについてお話をしたいと思います。

まず、中大ロースクールにおける中大出身者と他大学出身者の比率はどのようになっているんですかね。奥野先生わかりますか？

奥野：私が3年前にいたときは、4人に1人くらいが中大出身でしたかね。後は他大学で、多いのが、早稲田、慶應、東大でした。

嘉本：中大の学部を卒業して、他大学のロースクールに行った場合の中大法曹会への参加意識はどうなんでしょうかね。土屋先生。

土屋：私は、最初の祝賀会とあと1回ぐらい行かせていただいている。

やはり、他のロースクールに行ってしまうと、ロースクールを基準に見がちになってしまふようにも思います。

嘉本：東大ロースクールでも、ロースクールの同窓会というものがあるんですか。

土屋：東大は、ロースクールができるまでは、あまり強いつながりはなかったそうですが、どちらも、ロースクールを作つてからは、同窓会とかを積極的にやるようになったと聞いています。

嘉本：土屋先生としては、中大法曹会と東大法曹会とでは、なんと言つたらいいか、どっちがあれなんでしょうか。

行方：帰属意識とか、親しみやすさとか。

奥野：行方先生、あまり、あの、追い詰めちゃつても…（笑）

土屋：実際に、中大法曹で祝賀会をされると、中大の学部出身者で他ローにいた方は結構来るんですか？

行方：去年だと、4、50人。

鍛治：確か、2、30人くらいじゃないですか。

奥野：僕も中大ロースクールだったのですが、祝賀会には、中大ローの同じクラスの連中はいっぱいいたのですが、他のロースクールに行った中大の学部出身者の方にはほとんどお目にかかるなかったんです。他のローに行つちゃうと、なかなか入つてきづらいのでしょうかね。

私は、逆の立場でして、明治出身なんですけど、中大ローに行つちゃったんで、明大法

曹の祝賀会に行つたら、すごい居心地が悪かったのを覚えています。やっぱり、中大でもそういうことはあるのでしょうか。

伊達：中大はね、本来なんでもウェルカムで、そういうことはないはずなんだけどね。

木村：中大は、それはないと思います。

奥野：ええ。でも学生の意識としてはどうなのでしょうかね。1回外に出て行って、戻ってきてる訳ですから。

小関：先ほどもあったように、司法試験受かるときに、皆さんゼミをやつたり、仲良くしているのはどうしてもローの仲間なんですね。

奥野：そうなんですよ。

小関：そうすると、若い先生に聞いてみると、やっぱり、どちらかっていうと、ローの方がどうもつながりの意識があるみたいなことをおっしゃるんですよね。

嘉本：結局、もう今では、どこの大学を出たというより、どこのロースクールを出たかで帰属意識とか、親しみが出てくる時代なんですかね。

木村：中大法曹会とはちょっと違う組織かもしれません、ロースクールにロースクール同窓会っていうのがありますよね。年1回総会や講演会みたいなのもやつたりして、なかなか活発に活動しています。毎年、後輩の試験直前には、励ます会を催してくれて。そういう意味では、いい伝統が育つてきているのかなっていう感じがしますね。現在の中大ロースクールの同窓会長は、学部は青学で他大学なんですけども、中心になって一所懸命やってくれてますし。そういう意味では、新しい伝統ができつつあるのかなっていう印象は持っています。

嘉本：今、中大ロースクールの同窓会というのは盛んですか？

鍛治：うーん。

奥野：出席者少ないです。

鍛治：少ないですね。毎回、幹事が一生懸命人集めをしています。知り合いの人に個別に電話して。

嘉本：結局、ロースクール同窓会でも法曹会と同様に人集めに苦労されているということで

すね。ところで、奥野先生は、明大のご出身なのですが、どのような動機から中大ロースクールに入学されたのですか。

奥野：私は、旧試験もやっていました、そのときに、中大の駿河台記念館でやっていた答練に参加しました。それがすごい添削が丁寧ですし、指導もきちんしてくれたので、中大なら、ロースクール入っても、ちゃんとやってくれるんだろうなといういいイメージがあったので入学することにしました。

嘉本：中大ロースクールに入って、実際よかったです、悪かったです（笑）。

奥野：お世辞ではなくて、本当に入ってよかったですと思います。他の上位の東大とか慶應とかのロースクールと見比べても、やっぱり指導もすごく丁寧ですし、受験対策というと響きが悪いですけども、そういうこともすごく懇切丁寧にやってくれてます。あと、卒業しても、別館とか、勉強するスペースを与えてくれて、このようなロースクールは、上位校でもあまりないです。

嘉本：ああ、そうなのです。

奥野：そうなんです。本当に中大ロースクールは、手厚いフォローがあって、本当に入ってよかったですなと思います。

嘉本：他大学から中大ロースクールに入られて、ロースクール内においては、どこの大学を出たかっていうのは、意識しませんか？

奥野：いや、あんまり意識しないですね。5、6人の仲良しのメンバーでゼミやってたんですが、その中で、1人として同じ大学のところがなかったですし。みんな、てんでバラバラなメンバーでゼミを組んでたりしてましたので、あまり意識してなかったですね。

村下：既修者と未修者の交流ってあるんですか？

奥野：ええ、2年生から合流しますので。

村下：じゃ、未修者とゼミを組むとかっていうこともあるんですか？

奥野：ありますね。ただ、未修者は未修者どうしで仲くなることが多いので…。僕がゼミを組んでいたのは既修者が多かったです。

嘉本：奥野先生には中大法曹会に参加してい

ただいて、60周年記念誌の編集に加わっています。この座談会にも参加していただいているんですけども、こういった本来中大の学部出身の集まりであった中大法曹会に他大学からどんなきっかけで入られたのか、そして入ってみてどんな感じを受けましたか？

奥野：1番きっかけというのは、これもどこまで言っていいのかわからないんですけど、二弁の同じ派閥の、仲のいい先生方が一緒にいらっしゃったのが1番大きいきっかけではあったんですけども、中に入っている活動させていただいたり、いろいろ教えていただいたりして、一緒に活動をさせていただけたのは、充実感もあっていいとは思っています。

嘉本：明大でも、法曹会はありますよね。

奥野：はい、明大法曹もありますね。

嘉本：それには参加されているんですか？

奥野：それもたまにして、雑用をやりたり。私も、旧試験の、学研連じゃないんですけど、そういう団体に入っていましたから。そういう中で仲のいい先生もいますから。

嘉本：中大法曹と明大法曹では感情がちがいますか。

奥野：いや、特にないですね。もうその大学というよりは、その先輩方の先生との個人的な付き合いなんで、特にあれはないですね。

嘉本：私なんか1番気になるのは、こないだの60周年の祝賀会に出席されて、他大学ということで居心地の悪さとかといったものはなかったですか。

奥野：うーん（笑）

嘉本：いや、これは本音のとこをお聞きしたいのです。これからロースクール時代に入りますと、必然的に他大学の出身の方が中大ロースクールに入って来られますから、中大法曹会としても、その方たちと一緒にになってやつていかなければいけないと思うのですが、そういったところがあれば問題だと思うのでお聞きしたいのです。

奥野：全くないかと言われれば、そうではないですけども、ロースクールで一緒にやった連中のつながりからここに来てるっていうの

も結構大きいですよね。

嘉本：排他的だとか違和感といったものは感じませんでしたか？

奥野：そういうことは、特に感じません。

伊達：でも、そういうことはどこにでもありますよ。たとえば慶應大学出身者の三田法曹会は、基本的には学部出身者でないと入れなかつたはずですよ。最近はロースクール出身者も入れているかもしれません。やはり学部出身者は結束力が強い。慶應は伝統的にそうだったはずですよ。大体クライアントになるのもそうですものね。慶應出身の経営者からは、どこの大学ですかっていう話を必ず聞かれる。それはそういう学風だからできる。

嘉本：じゃあ、その意味では中大法曹会っていうのは門戸が開かれているということで、評価してもいいでしょうね。

村下：開かれて、かえって色彩が薄まっちゃつてることですね。

行方：そうなんですね。

木村：慶應は結束力がありますよね。

伊達：だから、今、東大生は、ロースクールは慶應に入りたがるのね。将来のことを考えたときに、もう東大に入ったっていう1つのステータスがあるから、次は経済界との交流なら、三田を、慶應のロースクールを出た方がいいって感じで。だから、東大ロースクールに入るより、慶應のロースクールに入る方が難しい。

村下：だから、慶應は、あの合格率や合格者数とかはある意味当然んですよ。伊達先生がおっしゃる通り、東大の優秀な連中が目指していくんですから。

木村：まあ、いろいろ大学によって考え方がありますから。どこがいいとか悪いとかということより、中央はこういうやり方でやってきたんです。私は、いろんな大学の人を分け隔てなく受け入れるという懐の広さみたいなのは、中大法曹会のすごくいいところだと思っています。

ちょっときれいごとを言うようですが、私自身、学生がどこの大学の出身かっていうのは自分の手元にも頭にも一切データを置か

ないようにしています。彼は東大だからとか、あの子は中央だからとか考え出すと、かえつて見誤っちゃうかなと思って。

伊達：奥野さんもそうだけど、我がリーガルクリニックの学生はね、ほとんど他大学なんですよね。6人のうち、中大は1人くらいしかいないですからね。それで皆さん入ってよかったですって言っている。この雰囲気というのがいいんですかね。

村下：中大法曹会の催しや会合とか、そういうときに、若い皆さんが参加されない。その点は玉成会も似たようなところがあるのですが。結局、大学在学中のとき、中大法曹会の存在を知ってる人は皆無んですよ。在学生との交流が皆無の状態でロースクールへ行っちゃう。そうするとやっぱりそのロースクール色になっちゃう。

私は、どちらかというと学部に対する心配の方が強くて。本当に新試験に受かっているのか、合格者が全盛期に比べて半減しつつあるなんてこと耳にすると、すごく心配で。そこに対するこ入れとか、在学生へのサポートを中大法曹会はむしろ考えていった方がいいと思います。

伊達：私も、20年前に司法演習に参加したんですけど、実務家、弁護士が教えに来たっていうのが、教授の授業とは違っておもしろかったんですよね。やっぱり司法試験を目指してガチガチの勉強をするんじゃなくて、法曹ってこんなおもしろい職業なんだよっていうことを教えて、なおかつ基礎教育をしていくってのが1番いい。かつての司法演習を復活させる必要があるのかなあと思います。

行方：今、中大法曹会では、登録5年目くらいまで若手の人を集めて勉強会をやったりしています。それから、他士業の学員会がありますので、そことの交流を図っています。ビジネスのことを考えて、仕事を広げていくっていうんですかね。経済的なものにつながっていかないと、なかなか今厳しい状況ですので、そのへんでも少しでもサポートできればいいなって思っています。

私も、民法総則を学部の1年生に、3年間

## 座談会

ほど教えたことあるんですけど、教えられている学生からすれば教師が中大法曹だっていう意識は全くない。むしろ私ども今狙っているのは、弁護士になった若手に勉強の機会を与えたり、ビジネスの機会を提供したりとか、その辺で参加している人を増やしていきたいなっていうのが、当面の目標です。

村下：学研連では、優秀な人間を育ててゆくには、研究室を緩やかな連合体にもつていった方がいいのではないか、所属研究室にこだわらずに優秀な連中からゼミを組んでいって、そこに若手の先生方を、それなりの日当とかを差し上げる形で派遣していくかってことを考え始めているんです。

伊達：中大法曹会としては、もう一度、司法演習に人を送り込んで、ゼミを出してもらいたいと言ったりすべきではないかと思いますね。かつて、危機的な状況になったときにそれをやったんです。そして一応ある程度回復したことは間違いないです。

行方：中大法曹でお金をおせればいいですよね。司法演習で僕がいただいたのは1か月2万もなかったんじゃないかな。

伊達：週1コマで2万5000円ね。あれで、帰りに学生とメシ食ってだいたいおしまいなんですね。

村下：そうですよね。それでは若手の先生方に

なかなかお願いしにくい。

### ■中大法曹会に対する要望、提言

嘉本：最後に、中大法曹会に対する要望とか提言があれば言って下さい。まず、若手の方、鍛治先生から。

鍛治：要望ですか…難しいご質問ですね。私も今年の5月まで中大法曹会の事務局次長を務めさせていただき、行方先生と同様に、いかに若手会員を集めようかと考えて来ました。根本的な問題は、若手会員が奮起して行事に参加してくれたとしても、すぐ身近に話せる先輩がその場にいないことです。特に50代の先生ですね。本当に全然いらっしゃらなくて。結局、私がロースクールのツテで友達を呼んでなんとか参加してもらっていました。しかし、私が事務局次長の任期を終えたら私も行かなくなり、みんなも行かなくなってしまうという有様です。継続的に自発的に参加してもらうためにはどうすればいいですかね。

村下：やっぱり、長期計画しかないと思います。若い皆さんに、中大法曹会ってこういうサポートをするよっていう訴えかけとか、若い皆さんとのサポートして欲しいところを吸い上げてそれを実現していくような、そういう循



環を作る。さきほど言った大学の学生に対して中大法曹会の存在をアピールするようなサポートの仕方を5年10年続けて成果をみていくしかないんじゃないですかね。

**土屋：**今日お話を伺っていて、中大法曹会は思ったより広い範囲の方を対象にしたものであることがわかりました。私は、今日ここに来てようやくわかった状況なんですけども、学部生やローラーにも、中大法曹会がどんなところなのかの情報がある程度入っていかないと、合格したあとに、突然連絡だけいただいて、なんだろうってことになりやすいのかなと思います。その辺の配慮をしてもらえばなあと感じます。

**遠山：**貴重な話、ありがとうございました。中大法曹会は、より社会貢献性を持ったいいものになるための大きな組織であってほしいと思います。そして、本学には中学校や高等学校もありますから、中学・高校の法教育とか、地道で基本的な戦略をもってやっていただければと思います。

**木村：**先ほど、行方先生がおっしゃっていましたが、若手の参加を促す意味で、学習会を開いたり仕事の情報提供をしたりという機会が必要というのは、私もそのとおりだと思います。若手が場合によると即独しなければならないとかいう状況を考えると、情報提供っていうのは非常に大きな意味があろうと思います。

ただ、考えてみると、こういった情報提供は、必ずしも若手じゃなくて、私どもみたいな年代の者にとっても貴重だと思います。ロースクールには、研究者教員や実務家教員で当代一流という方が大勢いらっしゃるわけですから、そういう専門的な知見をもっと活用していいんじゃないでしょうか。ロースクールって、法曹にとって生涯教育の拠点にもなるし、シンクタンクみたいな存在にもなり得るのではないかと思います。我々1人1人の法曹とロースクールを繋ぐつなぎ役みたいなことを中大法曹会に果たしていただいたら、新しい時代の中大法曹会の生き方になるのじゃないかなっていうふうに思っています。

す。そういうことができるのが中央じゃないかっていう声もあります。

**村下：**ロースクールの中味はよくわからなかつたんですが、今日はいろいろ教えていただきて、ありがとうございました。要するに対応しなくちゃいけないのは、1番トップの就職難に対してどう切り込んでいくかから、先ほどの、ロースクール生は受験勉強の準備というのを、どんな形でやってるかという実情を把握しながら、そこにどういうサポートを出していけるのかっていう問題。それから在学生の学力低下。法科大学院入試をなめてかかる大学生を、法曹の人材として優秀な人間にしていく、どういうてこ入れの仕方があるのか、この3つの課題を抱え、将来どんなことをやっていくかをこの世代にアピールしていく。そうすれば、今そっぽを向いている45期から60期くらいまでの皆さんだって、中大出身であるからには、後輩を応援したくないなんて思っている人はいないはずで、中大法曹会がすごいこと始めたんだと知って貰って、社会的な存在意義を感じて貰えるようになれば、そっぽを向いてた皆さんも振り向いてくれるようになってくるんじゃないかな。

**小関：**私も、ロースクールのこと全く分からなかったので参考になりました。

去年5月まで、私も執行部おりましたけど、若手をもっと呼んでこいとかけ声ばかりかけておりました。なんで若手は来ないんだと。ロースクール生の考え方とか全然わからないので、そういうことばかり言っていたんだと思うんですよ。それがある程度今日、お話を聞いて本当によかったです。これからは、ロースクール生の皆さんと一緒に、若手を引き込むような形で、中大法曹会をいいものにしていかなければならぬと思いますよね。

**行方：**今日は、本当に、貴重なご意見、ありがとうございました。私も昔は中大法曹の存在すら知らなかったのですが、ちょっとした縁でかかわるようになりますて、努力をしてみているんですが、やはり、若手、若手っていつ

ても、40期代も含めてその人たちをどういうふうに、中大法曹に関係してってもらえるのかということが、今の課題です。やはり私たちは、会合があると連れてこいよっていうだけの話で終わっちゃうんですよね。だから、皆さんのがおっしゃるとおり、構造的な問題としてとらえて長い目で考えていかないと解決していくかがよくわかりました。

伊達：中大法曹会に参加することに何かメリットということがあるのかっていうと考えちゃうのね。東京會館で飯食っておしまいっていうそれだけでは帰属意識は育たないと思います。

さつき慶應大学の話をしましたけど、彼らがものすごく結束が硬いのは弁護士だけが集まってるわけじゃないからです。本当に自分たちのクライアントになる人たちとの交流も盛んにやってるからです。だから、慶應の三田法曹会に入ると、仕事、ビジネス上のメリットもすごくあるわけです。

だから、中大法曹会でも、法曹会だけで固まるんじゃなくて、去年くらいからいろんな異業種交流会もやっています。これからもどんどん経済界の人たちとの交流会をやっていただきたいと思います。

土屋：今回のお話ですと、就職の斡旋もそれなりの結果を出されていたということがあつて、そういうことを、学生にもっとアピールしていけば、帰属意識も生まれてくるのではないかかなと感じました。そして、法曹会がどんな団体かっていうことを知つてもらえば、接点がまた生まれてくるのではないかと思います。

奥野：今日は、中大法曹の話ということだったんですが、それを超えて、法曹のあり方、育てる教育までのご意見を教えていただき、本当に勉強になりました。私は、他の大学出身だったんですが、中大ロースクールにきた他の大学の学生は、総じて、来てよかったですと思っている人が多いんですよね。そういう気持ちの中に、中大に対して感謝の気持ちは持っているはずなので、それを生かせば、中大法曹にきてくれるはずなんですね。そのきっかけとしては、若手からすれば、定期的に勉

強会があったり、いろんな士業の方との交流があれば尚いいと思うんで。

ぜひ、中大で受けた恩をですね、なんかのきっかけで参加して、いろいろやらせていただければと思います。

鍛治：若手をどう集めるかっていう問題が、やはり、1番難しい問題だと思います。そこで、どうすれば自発的に参加してもらえるか考えたのですが…結局、人というのは、困ったときに助けてくれた団体には恩義を感じて戻ってくるものだと思います。そして、法曹を目指している若手がどういうときに困るかというと、合格できないとき、就職できないとき、実務家になって仕事がないときの3つだと思います。その3つの段階において、それぞれ、中大法曹会が関与していけば、つまり、合格するために学生に対して若手弁護士をチューターとして派遣する、就職斡旋システムを作る、仕事がないときに先輩方が仕事をくれる(笑)。こういうふうに、若手が困る3つの段階において、それぞれ中大法曹会が関与していけば、必然的に、若手会員は帰ってくるのではないでしょうか。自然と中大法曹会に所属したい人が増えてくると思います。

松田：今日、この座談会に参加させていただいたよかったですのは、ロースクール生が異星人ではなかったということがわかったということです。法曹会との関係でいえば、先ほども鍛治先生もありましたけども、世話を受けた、面倒を見ていただいたという形がありますんで、組織としてはなかなか難しいとはおもうんですけども、地道に人ととの間をつないで順次間を詰めていく形が出来ればと思います。

遠山：鍛治先生がおっしゃっていたのが、1番言い得ていて、困ったときの助け舟が中大法曹会ですね(笑)。

嘉本：ありがとうございました。長時間にわたり、いろいろお話を来ていただきましたけども、非常に有益な意見が出て、中大法曹会も非常に役に立つと思います。

本当にありがとうございました。

以上

## 平成23年新司法試験法科大学院別合格者数等

合格者数順位	法科大学院名	合計	受験者数		合格者数			合格率	合格率順位
			既修	未修	合計	既修	未修		
1	東京大学法科大学院	416	260	156	210	165	45	50.5%	3
2	中央大学法科大学院	461	296	165	176	137	39	38.2%	7
3	京都大学法科大学院	315	215	100	172	135	37	54.6%	2
4	慶應大学法科大学院	342	242	100	164	129	35	48.0%	4
5	早稲田大学法科大学院	432	17	415	138	9	129	31.9%	8
6	明治大学法科大学院	375	163	212	90	47	43	24.0%	18
7	一橋大学法科大学院	142	97	45	82	61	21	57.7%	1
8	神戸大学法科大学院	148	104	44	69	54	15	46.6%	5
9	同志社大学法科大学院	277	186	91	65	47	18	23.5%	19
10	東北大大学法科大学院	170	104	66	54	35	19	31.8%	9
11	大阪大学法科大学院	171	52	119	49	23	26	28.7%	14
12	北海道大学法科大学院	160	83	77	48	29	19	30.0%	13
13	名古屋大学法科大学院	136	30	106	43	13	30	31.6%	11
14	九州大学法科大学院	200	85	115	42	24	18	21.0%	23
15	立命館大学法科大学院	262	170	92	40	31	9	15.3%	31
16	上智大学法科大学院	193	102	91	39	23	16	20.2%	25
17	首都大東京法科大学院	120	81	39	38	33	5	31.7%	10
18	関西大学法科大学院	210	131	79	35	25	10	16.7%	27
19	法政大学法科大学院	183	118	65	31	18	13	16.9%	26
20	大阪市立大学法科大学院	120	59	61	30	16	14	25.0%	17
21	千葉大学法科大学院	74	45	29	29	21	8	39.2%	6
22	関西学院大学法科大学院	178	78	100	26	13	13	14.6%	33
23	岡山大学法科大学院	73	6	67	23	3	20	31.5%	12
24	南山大学法科大学院	80	14	66	21	3	18	26.3%	16
25	甲南大学法科大学院	112	47	65	18	8	10	16.1%	29
25	学習院大学法科大学院	80	62	18	18	15	3	22.5%	21
27	立教大学法科大学院	123	57	66	17	11	6	13.8%	37
27	専修大学法科大学院	118	81	37	17	13	4	14.4%	34
29	金沢大学法科大学院	64	2	62	15	0	15	23.4%	20
30	横浜国大学法科大学院	96	20	76	13	4	9	13.5%	39
31	創価大学法科大学院	86	14	72	12	3	9	14.0%	36
31	日本大学法科大学院	184	93	91	12	5	7	6.5%	59
33	東洋大学法科大学院	88	36	52	11	6	5	12.5%	40
33	成蹊大学法科大学院	91	38	53	11	4	7	12.1%	42
33	獨協大学法科大学院	96	1	95	11	0	11	11.5%	43
36	北海学園大学法科大学院	37	7	30	10	4	6	27.0%	15
36	広島大学法科大学院	80	7	73	10	1	9	12.5%	40
38	大宮法科大学院	141	0	141	9	0	9	6.4%	61
39	新潟大学法科大学院	77	2	75	8	0	8	10.4%	45
39	中京大学法科大学院	39	1	38	8	0	8	20.5%	24
39	近畿大学法科大学院	58	5	53	8	0	8	13.8%	37
39	愛知大学法科大学院	36	11	25	8	4	4	22.2%	22
39	青山学院大学法科大学院	85	4	81	8	0	8	9.4%	49
44	広島修道大学法科大学院	49	4	45	7	1	6	14.3%	35
44	名城大学法科大学院	72	3	69	7	1	6	9.7%	48
44	山梨学院大学法科大学院	45	11	34	7	3	4	15.6%	30
44	琉球大学法科大学院	42	0	42	7	0	7	16.7%	27
44	東海大学法科大学院	71	0	71	7	0	7	9.9%	47
44	静岡大学法科大学院	47	0	47	7	0	7	14.9%	32
50	西南学院大学法科大学院	78	0	78	6	0	6	7.7%	52
50	桐蔭横浜大学法科大学院	87	0	87	6	0	6	6.9%	56
52	國學院大學法科大学院	72	3	69	5	1	4	6.9%	56
52	龍谷大学法科大学院	77	1	76	5	0	5	6.5%	59
52	駿河台大学法科大学院	108	18	90	5	0	5	4.6%	64
52	明治学院大学法科大学院	112	5	107	5	0	5	4.5%	65
52	関東学院大学法科大学院	46	2	44	5	0	5	10.9%	44
57	久留米大学法科大学院	52	7	45	4	1	3	7.7%	52
57	神奈川大学法科大学院	61	8	53	4	1	3	6.6%	58
57	熊本大学法科大学院	39	3	36	4	1	3	10.3%	46
57	筑波大学法科大学院	55	0	55	4	0	4	7.3%	55
57	信州大学法科大学院	52	0	52	4	0	4	7.7%	52
57	島根大学法科大学院	46	0	46	4	0	4	8.7%	50
63	福岡大学法科大学院	37	1	36	3	0	3	8.1%	51
63	鹿児島大学法科大学院	48	0	48	3	0	3	6.3%	62
63	京都産業大学法科大学院	93	1	92	3	0	3	3.2%	67
66	香川大学法科大学院	44	0	44	2	0	2	4.5%	65
66	東北学院大学法科大学院	36	2	34	2	0	2	5.6%	63
66	大阪学院大学法科大学院	76	5	71	2	1	1	2.6%	69
66	駒澤大学法科大学院	79	14	65	2	0	2	2.5%	71
66	大東文化大学法科大学院	69	9	60	2	0	2	2.9%	68
71	白鳳大学法科大学院	40	8	32	1	0	1	2.5%	71
71	愛知学院大学法科大学院	41	0	41	1	0	1	2.4%	73
71	神戸学院大学法科大学院	38	3	35	1	0	1	2.6%	69
74	姫路獨協大学法科大学院	24	3	21	0	0	0	0.0%	74
	合計	8765	3337	5428	2063	1182	881	23.5%	